

令和7年8月29日
四国行政評価支局

9月・10月は行政相談月間です

- ◆ 総務省の行政相談では、身の回りのお困りごとなどの相談をお聴きして、その解決を促進するとともに、行政の制度等の改善に生かしています。
- ◆ 総務省では、行政相談・行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月・10月の2か月間を「行政相談月間」としており、行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。
- ◆ 総務省四国行政評価支局においても、県内の「行政相談委員」とともに、一日合同行政相談所や行政相談懇談会の開催、広報活動など、行政相談をより多くの方に知っていただき、利用していただくための活動を行います。

行政相談活動

● 一日合同行政相談所

国の行政機関や地方公共団体、士業などの専門家が高松市の会場に集合し、様々なお困りごとにワンストップで対応

● 行政相談懇談会・特設行政相談所

県内各地の行政相談委員が、公民館等で開設する毎月の定例相談所に加え、自治会の皆様などから地域の課題・困りごとを伺う「行政相談懇談会」や、商業施設等で「特設行政相談所」を開催

広報活動

各市町の行政相談委員が、パネル展や広報車での巡回、広報物品の配布などを行い、行政相談をPRします。

チャットでも ご相談できます

スマートフォンやPCから、チャットボットにご相談いただくことも可能です。
(Govbot)

行政相談マスコット
キクーン

本件の問合せ先 総務省 四国行政評価支局 行政相談課
東（あずま）、北口（電話：087-826-0674）

行政相談月間に実施予定の主な取組

一日合同行政相談所（高松市）

行政機関等が一堂に会して相談対応！

- ◇ 日 時 令和7年10月3日（金）12:00～16:00
- ◇ 場 所 高松丸亀町壱番街前ドーム広場
丸亀町レッツホール・カルチャールーム
- ◇ 参加機関 国の行政機関、地方公共団体（香川県、高松市）、士業、行政相談委員など



行政相談懇談会・特設行政相談所など（各市町）

行政相談委員が地域の皆様との懇談会等を開催。行政相談をPR！

実施予定の取組の一例

東かがわ市



月日 令和7年9月7日(日)
場所 東かがわ市
大町2区自治会館
内容 自治会の皆様との
「行政相談懇談会」

善通寺市



令和7年9月 8日(月)
12日(金)
善通寺市役所 玄関ロビー
・特設行政相談所(9/8・12)
・パネル展 (9/8～12)

丸亀市



令和7年10月21日(火)
ゆめタウン丸亀
2F休憩フロア
・特設行政相談所
・広報物品の配布

このほか、行政相談委員が毎月の定例相談所も開設

相談所の開設予定はこちらから→



チャットボットによる相談対応

国・地方共通相談チャットボット（通称ガボット）では、問合せニーズが多い「子育て」「マイナンバー」「不動産登記」などの質問にお答えします。

スマートフォンやPCを用いて、SNSでおしゃべりするような感覚で、簡単に質問できますので、是非ご利用ください。



ガボットへの
アクセスは
こちらから→

